

情報通信審議会郵政政策部会（第2回）議事録

1 日時 平成25年1月18日(金) 10時57分～11時22分

2 場所 総務省10階1001会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

井手 秀樹、井野 勢津子、斎藤 聖美、村本 孜（以上4名）

(2) 総務省

(情報流行政局)

鈴木 茂樹（郵政行政部長）、佐々木 祐二（企画課長）、

岡崎 毅（郵便課長）、三浦 文敬（信書便事業課長）

(3) 事務局

竹中 恵一 情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室課長補佐

4 議題

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について

(2) 郵政行政の現状について

開　　会

○竹中管理室補佐　　それでは、お揃いでございますので、ただいまから情報通信審議会郵政政策部会（第2回）を開催させていただきます。

私は事務局を担当しております、情報通信国際戦略局管理室の竹中でございます。本日は部会長が選出されますまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、先ほどの総会で会長より指名された郵政政策部会の皆様でございますが、お手元にお配りしております資料2-1のとおりでございます。本日は、委員4名全員の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議　　題

（1）部会長の選出及び部会長代理の指名について

○竹中管理室補佐　　まず、部会長の選出をお願いしたいと思います。

情報通信審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと思います。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員　　皆さん、立派なご見識のある方ばかりですけれども、郵政政策の分野にして幅広い知識をお持ちである村本委員にお願いできたらと思います。

○竹中管理室補佐　　ありがとうございます。

ただいま、斎藤委員から村本委員を部会長にとのご推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹中管理室補佐　　ありがとうございます。それでは、村本委員に部会長をお願いしたいと思います。

これから議事は部会長にお願いいたします。恐縮ですが、部会長席に移動をお願いいたします。

○村本部会長　　村本でございます。

早速議事に入りたいと思います。最初に一言ご挨拶申し上げます。この部会は、もともとは郵政行政審議会の中の政策を担当するところがあつて、そこが独立してこちらに来て、情報通信と一緒になり、郵政行政審議会は行政だけやるようになりました。この部会はこの5年ぐらいの間に一度も開かれていない。別なところでどんどん進んでいるのですが、私がおつき合いしているだけでも、郵政省、郵政事業庁、公社、今の日本郵政と、銀行のようにどんどん名称・組織が変わったんですね。だんだん、その間に距離が遠くなるような感じがしてはいるのですけれども、できるだけ部会ができるように事務局にお願いをしておきたいと思います。

先ほど総会でありましたが、郵政事業というのは非常に幅広なようですから、そういうことに関して知見をいただければありがたいと思いますので、皆様のご協力を是非お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、部会長代理を決めなくてはいけないようですので、情報通信審議会令第6条第5項の規定により、部会長が部会長代理を指名することになっております。そういうことでございますので、私から井手委員にお願いしたいと思います。ぜひよろしくお願いをいたします。

早速ですが、後ろが詰まっているようですので、あと15分ぐらいしか時間がないようですが、総務省の方からいろいろおいでいただいていますので、自己紹介かたがた、よろしくお願ひをしたいと思います。

○鈴木郵政行政部長　　昨年9月11日付で郵政行政部長を拝命しました、鈴木と申します。郵政省に入省して、もう32年目ですが、最初のうちは郵政事業を担当していました、北海道余市郵便局長を経験し、長野の信越郵政局という地域の管理組織の労務担当課長をやったりしながら、その後、電気通信の自由化を進めて25年になります。

部会長からお話がありましたように、この部会、その後開かれていないということで、その間にちょっと政局で枠組みが定まらないところもありましたけれども、今回の新政権の発足で多分落ちつくのではないかと思われますので、そういう枠組みの中で今後、政策のご議論をいろいろお願ひしていくようになると思います。どうぞよろしくお願ひします。

○佐々木企画課長　　企画課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。企画課では郵政行政全般と申しますか、郵便局を活用した政策でございますとか、そ

といった分野を担当させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡崎郵便課長 昨年の9月に郵便課長を拝命しました岡崎と申します。私も、郵政省に入ってからしばらくはずっと電気通信の担当だったのですが、10年ほど前に郵政事業庁をつくるとか、郵政事業庁を公社にするというときに郵便課に異動になりました、ちょうど井手先生にお願いして郵便のユニバーサルサービス研究会をして、非常に苦労して今の郵便法に風穴をあけ、信書便法をつくるという経験をしました。その後、しばらく大学ですか法務局において、法律の仕事をずっとしていたのですけれども、また10年ぶりに戻ってまいりまして、郵便の仕事をすることになりました。よろしくお願ひいたします。

○三浦信書便事業課長 信書便事業課長の三浦と申します。私は最初に入った役所は旧建設省でございまして、国土交通省出身でございます。そういう毛色の違ったところで、また担当業務も信書便事業ということで、これも郵政の中では毛色の違ったところでございまして、いわゆる信書便の送達事務を民間に開放しているということで、今、新しく業者数も増えてきて、成長産業になれるように、今、大変頑張っているところでございます。よろしくお願ひします。

○村本部会長 それでは、どうもありがとうございました。

(2) 郵政行政の現状について

○村本部会長 郵政行政の現状がご説明いただけるようですので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

○佐々木企画課長 それでは、私から説明させていただきます。資料2-2に基づきましてご説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございますが、郵政改革に係る経緯ということで、これまでの経緯をまとめさせていただいております。民営化自体は平成19年10月1日に実施されておりますが、その後、売却凍結法、あるいは郵政改革関連法案閣議決定が21年から22年にかけて行われましたが、その後、三党合意等を経まして、昨年の3月30日に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が衆議院に提出され、4月27日に参議院の本会議で可決されることになってございます。この新

しい改正法につきましては、昨年の10月1日に法律が施行されまして、従来の郵便局会社と郵便事業会社が統合されたということになってございます。

2ページ目をご覧ください。この法改正によりまして、日本郵政の再編成が行われております。手短に申し上げますと、大きな変化といたしましては、郵便事業会社と郵便局会社、これが合併となったということでございます。それ以外には株式の処分のあり方について、金融2社の株式につきまして、従来でございますと期限つきであったものが、期限を特に定めることなく、できるだけ早期に処分という形に変わったものでございます。

続きまして、3ページ目をご覧になっていただければと思います。民営化法の改正、この前後でどのように変わったのかということにつきまして整理をさせていただいております。経営形態と株式保有につきましては、先ほどの2ページ目でご説明したとおりでございますが、それ以外の主な論点といたしましては、従来、ユニバーサルサービスが郵便のみであったところ、郵便に加えまして、貯金と保険の基本的なサービス、これもユニバーサルサービスの対象になったことが大きな変化でございます。それ以外につきまして、金融2社の上乗せ規制の部分でございますが、新規業務につきましては、従来認可制だったものが、金融2社の株式2分の1以上処分後は届出制とするということで、一部規制緩和が行われたものでございます。それから合併会社、これは現在の日本郵便株式会社でございますが、この任意業務の規制につきまして、郵便事業と郵便局と分かれていたときには、認可制、届出制という形であったのですが、新しい改正法では日本郵便として全て届出制に規制緩和が行われたところがポイントでございます。

4ページ目でございます。10月1日に新しく日本郵便株式会社が設立されたわけでございますけれども、これによりまして、統合自体は4月に法改正が行われ、10月に会社統合ということで、非常に時間が短かったこともございまして、組織統合等につきましては最小限の措置が行われているということでございまして、従来、郵便局の局長、それと郵便支店の支店長が別々にいたところを、ひとまず10月1日の段階では、郵便局長と、もう一方が副局長として配置するような形になってございます。今後、25年度中に郵便局長1人による一元管理を行えるようにすることをはじめといたしまして、本社・支社の共通部門の統合なども進めていくこととしております。

また、利便性向上の取り組みといたしまして、郵便窓口とゆうゆう窓口、これは似通った窓口が2つあるということでわかりにくいという話がありましたけれども、この

一体化を現在 52 局で実施しておりますが、これを 25 年度中に原則全ての郵便局で実施していく。また、郵便外務員によります通帳の預かりサービス、これにつきましても現在 52 局で実施しておりますが、実施状況、ニーズ等を踏まえまして、今後、対象局数の拡大を図っていくということでございます。また、郵便局・併設集配センターの統合も進めていくということでございます。

5 ページ目をご覧になっていただければと思います。郵便局ネットワークの活用に当たっての公益性・地域性の発揮ということでございまして、従来より自治体と連携したサービスを行っていたところでございますけれども、民営化後も引き続きこういったサービスを展開しているところでございまして、こちらにございますとおり、証明書の交付事務でございますとか、受託窓口事務、こういったものを展開しているところでございます。郵便局数、市町村数につきましては、この右側にある数字のとおりでございます。

それ以外にも、外務員が行うサービスといたしまして、ひまわりサービスでございますとか、あるいは地方公共団体からの受託を受けて、例えばここにございますような生活状況の確認でございますとか、日用品の注文・図書の貸し出しの受け付け等のサービスを実施しているところでございます。

6 ページ目をご覧になっていただければと思います。日本郵政グループの株式処分についてでございますが、これは 2 つございまして、1 つは持株会社の株の売却でございまして、現在、国が 100 % 保有しているものでございます。それともう 1 つは金融 2 社の株式でございまして、これにつきましては日本郵政持株会社が現在 100 % 保有しているものでございます。これらにつきまして、制度につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。持株会社につきましては、3 分の 1 は政府保有義務があるわけでございますが、それ以外の部分につきまして、できる限り早期に処分するということでございまして、この売却収入につきましては、復興財源法によりまして、復興財源にも充当されることになっておるものでございます。

この売却の方針といたしましては、一番下の箱にございますけれども、3 年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政株式会社の株式の上場が可能になるよう体制の整備を図ることとしております。具体的な上場につきましては、下にありますとおり、経営状況でございますとか、収益見通し、株式市況、こういったものを勘案して決定されることになってまいります。

金融2社の株式の売却につきましては、これも右下の箱のところにございますとおりですが、持株会社の株式の2分の1の処分までに方針を明確化していくこととされております。具体的な上場時期につきましては、その下にございます5点について勘案して決定していくこととされております。

7ページ目をご覧になっていただければと思いますが、今申し上げました株式処分につきまして、日本郵政株式会社から昨年10月の郵政民営化委員会に提出された資料でございますけれども、線表といたしまして整理がされたものでございます。3年以内の上場を目指して、持株会社につきましては体制を整備していくことでございまして、第1次の売却につきましては27年度中に行うようなスケジュール感でございます。また、金融2社につきましては、先ほど申し上げましたとおり、持株会社の株式2分の1処分までに方針を明確化していくことでございます。

続きまして、8ページ目をご覧になっていただければと思います。金融2社の関係でございます。新規業務等ございますけれども、業務規制の基本的な枠組みでございますが、銀行と生命保険会社、どちらも基本となりますのは業法の規制、一番下のところにそれぞれ書かせていただいておりますけれども、これがございまして、それに加えまして、郵政民営化法による上乗せ規制がございます。どちらも限度額と新規業務規制の認可が特に必要になってくるという点でございます。

9ページ目をご覧になっていただければと思いますが、金融2社の新規業務が昨年の秋、9月に申請がございまして、年末にかけて郵政民営化委員会で審議が行われたものでございますが、新規業務の申請から認可への流れを図にさせていただいております。まずは2つ流れがございまして、先ほど申し上げました一般的な業法に基づく認可、承認というものが、この右側の流れでございます。これは金融庁が行っているものでございます。それに加えまして、左側の箱の流れになってまいりますけれども、郵政民営化法上の認可申請があわせて行われますので、それにつきましては郵政民営化委員会の意見を聞くことがまず第一にございます。この郵政民営化委員会の意見が出た後に、金融庁及び総務省が郵政民営化委員会の意見の意見を聞いて審査をして認可をしていく取り運びになってまいります。

先般あった具体的な申請についての認可の状況でございますけれども、10ページ目でございます。まずは簡易保険の関係でございますが、学資保険につきましては、死亡保障を薄くして、本来の子供の将来の教育資金についての受け取りを厚くするといった

商品性の見直しが行われたものでございます。

11ページ目をご覧になっていただければと思いますが、具体的には9月に申請があり、その後、11月にかけて調査審議が行われ、最終的に11月22日に意見が郵政民営化委員会から提出され、11月30日に総務省・金融庁で、条件つきではございますけれども、民営化法に基づく認可が行われたものでございます。

12ページ目をご覧になっていただければと思いますが、こちらはゆうちょ銀行の認可申請の関係でございます。中身といたしまして、こちらにある3つ、住宅ローン等の個人向け貸し付け業務。それと、住宅ローンとある意味セットとも言えますが、火災保険の損害保険募集業務でございます。それから、3点目といたしまして、法人等に対して相対による貸し付けを行うものでございます。上場企業でございますとか、ふるさと小包事業者等を対象にするという申請がございました。

それにつきまして13ページ目になりますけれども、その後、こちらにつきましては、12月まで調査審議が郵政民営化委員会で行われました。12月18日に委員会の意見が出されたところでございます。条件つきで実施することが適当という内容でございました。こちらにつきましては、まだ総務省・金融庁とも民営化法に基づく審査を行っているところでございまして、認可までにはまだ至っていないのが現状でございます。

続きまして14ページ目でございますけれども、郵便の状況でございます。引受物数の状況でございますけれども、こちらはグラフがございますとおり、このグラフの下のほうが郵便の引受物数でございますが、13年度のピーク次から毎年減少傾向ということございまして、23年度はピークと比べて27.4%減少しているものでございます。それ以外の荷物、ゆうパックのようなものも含めました全ての引受物数につきましては、ピーク時に比べて16.3%減少となってございます。

それから次に15ページをご覧になっていただければと思いますが、ゆうパック及びゆうメールの取り扱い、先ほどで申しますと荷物に相当する部分でございますけれども、ゆうメールにつきましては真ん中のグラフにございますとおり、非常に伸びてはきてございます。23年度につきましては前年比で1割弱の伸びということになってございまして、このメール便市場の中では、ゆうメールが半分強の割合を占めている状況でございます。ただ、宅配便の関係、荷物のほうでございますけれども、これは下のグラフにあるとおりでございまして、市場自体がヤマト運輸と佐川急便でシェアが大体8割を占めている状況でございまして、現在の日本郵便のシェアといたしましては、11.3%

ということで、下のシェアのグラフにあるとおり、非常に小さい部分を占めている状況でございます。

続きまして、16ページ以降でございますが、信書便の関係でございます。ちょっと16ページを飛ばしていただいて、17ページからご覧になっていただければと思いますが、信書便につきましては、一般信書便事業と、あと特定信書便事業がございまして、一般信書便事業は郵便に類似する小型の郵便物を3日以内に原則として送達するものでございます。こちらにつきましては、参入はまだない状況が続いてございますが、特定信書便事業につきましては、この下にありますとおり3つのカテゴリーがございますけれども、参入事業者数がトータルとして見て非常に増えてきている状況でございます。現在386社の参入がございます。

16ページに戻っていただきまして、恐縮でございます。引受通数が左側のグラフになつてございますけれども、全体で833万通ということで、非常に伸びてきておりますし、右側のグラフが売上高でございますけれども、全体で91億円の規模まで成長しております。規模は小さいのですけれども、現在この成長が非常に進んでいるものでございます。

最後、18ページ目でございます。郵便認証司の制度、これも本部会で取り扱いいただくということで付させていただいておりますが、この制度といたしましては、内容証明、あるいは特別送達を民営化以降も郵便局で取り扱えるようにするために、この内容証明の郵便物を認証する、特別送達につきましても同じように認証するといった内容になつてゐるものでございます。こういった制度によりまして、引き続き民営化以降もこの内容証明、特別送達の制度を維持しているという内容でございます。

ちょっと駆け足になりまして、大変申しわけございませんでした。大変わかりにくいくつともあったかと思いますけれども、説明のほう、以上とさせていただきます。

閉　　会

○村本部会長　　ご質問をやると、このあとの部会に間に合いそうもありませんので、質問は個別にお願いすることとして、一応、今日の会議はこれでということにいたしたいと思いますが、よろしくございましょうか。特に事務局から。

○佐々木企画課長　ご質問等ございましたら、またご連絡をいただければと思いますの

で、どうぞよろしくお願ひいたします。

○村本部会長 それでは、終わりといたします。

○佐々木企画課長 はい。どうもありがとうございました。

○村本部会長 ありがとうございました。